

# 北欧諸国プラス調査シリーズ報告書

英国、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、フィンランド開発協力

2009年(平成21年)3月



独立行政法人国際協力機構 英国事務所

[www.jica.go.jp](http://www.jica.go.jp)

# 北欧諸国プラス調査シリーズ報告書

英国、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、フィンランド開発協力

2009年(平成21年)3月



独立行政法人国際協力機構 英国事務所

[www.jica.go.jp](http://www.jica.go.jp)

## はじめに

本報告書は、北欧諸国プラス（The Nordic Plus (Nordic+)）と呼ばれているドナー・グループ（デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、オランダ、アイルランド）の開発援助の概要を紹介するものです。右グループは公式に位置づけられている組織ではありませんが、同じ考えを共有するドナー国の非公式な集まりとなっており、貧困削減を開発目標とし、開発援助における調和化、アラインメント、カントリー・オーナーシップといった共通の課題を積極的に推進しています。右グループ内のドナー国一つ一つをみると、ドナー国の幾つかは小規模ですが、右グループは相互に調整グループとしての機能を果たしているため、幅広い政策アジェンダにおける各ドナー国の影響力はその規模に比べ非常に高いものとなっています。また、各参加国の援助総額を合わせて考えた場合、現場のみならず国際フォーラムにおける影響力は大きいものがあります。

そこで英国事務所としては、現場もしくは本部レベルにおいて、個別またはグループとして右ドナー国と議論していく上での参考としていただくことを念頭に、北欧諸国プラスの調査を開始し、各ドナー国の制度と政策やODA 枠組みの把握、また、職員および専門家との面談を通じて本報告書を取りまとめました。右調査結果である同報告書が今後の業務の参考に活用されることになれば幸いです。

JICA 英国事務所所長  
古川光明

## 目 次

### 第 1 章 北欧諸国プラス

同じ考えを共有するグループ A 'Like-Minded' Group .....	2
組織と戦略 .....	4
予算およびモダリティ .....	5
当該国とセクター .....	9
結論 .....	12

### 第 2 章 英国

基礎情報 .....	15
1. 組織と戦略 .....	17
1.1 英国開発援助の概要 .....	17
1.2 運営管理体制 .....	17
1.3 政策決定 .....	20
1.4 意思決定プロセス .....	21
1.5 戦略的枠組 .....	23
1.6 多国間戦略 .....	24
2. 実施 .....	26
2.1 予算概要 .....	26
2.2 パートナー国 .....	27
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策） .....	30
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援 .....	33
2.5 パートナー国制度とのアラインメント .....	35
2.6 調和化 .....	36
2.7 援助タイド .....	37
2.8 NGO との協力関係 .....	37
2.9 モニタリングおよび評価 .....	38
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント .....	39

### 第 3 章 オランダ

基礎情報 .....	43
1. 組織と戦略 .....	45
1.1 オランダ開発援助の概要 .....	45
1.2 運営管理体制 .....	45
1.3 政策決定 .....	48
1.4 意思決定プロセス .....	49
1.5 戦略的枠組 .....	52
1.6 多国間戦略 .....	53
2. 実施 .....	54
2.1 予算概要 .....	54
2.2 パートナー国 .....	54
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策） .....	58
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援 .....	61
2.5 パートナー国制度とのアラインメント .....	63
2.6 調和化 .....	64
2.7 援助タイド .....	65
2.8 NGO との協力関係 .....	66
2.9 モニタリングおよび評価 .....	67
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント .....	68

### 第 4 章 スウェーデン

基礎情報 .....	71
1. 組織と戦略 .....	73
1.1 スウェーデン開発援助の概要 .....	73
1.2 運営管理体制 .....	74
1.3 政策決定 .....	79
1.4 意思決定プロセス .....	79
1.5 現在の戦略 .....	80
1.6 多国間戦略 .....	81
2. 実施 .....	82
2.1 予算概要 .....	82
2.2 パートナー国 .....	82
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策） .....	84
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援 .....	88
2.5 パートナー国制度とのアラインメント .....	90
2.6 調和化 .....	92
2.7 援助タイド .....	94
2.8 NGO との協力関係 .....	95
2.9 モニタリングおよび評価 .....	97
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント .....	99

## 第5章 ノルウェー

基礎情報	103
1. 組織と戦略	105
1.1 ノルウェー開発援助の概要	105
1.2 運営管理体制	106
1.3 政策決定	109
1.4 意思決定プロセス	109
1.5 戦略的枠組	110
1.6 多国間戦略	111
2. 実施	112
2.1 予算概要	112
2.2 パートナー国	113
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策）	114
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援	118
2.5 パートナー国制度とのアラインメント	120
2.6 調和化	122
2.7 援助タイド	124
2.8 NGO との協力関係	125
2.9 モニタリングおよび評価	126
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント	127

## 第6章 デンマーク

基礎情報	131
1. 組織と戦略	133
1.1 デンマーク開発援助の概要	133
1.2 運営管理体制	134
1.3 政策決定	136
1.4 意思決定プロセス	137
1.5 現在の戦略	138
1.6 多国間戦略	139
2. 実施	140
2.1 予算概要	140
2.2 パートナー国	141
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策）	144
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援	144
2.5 パートナー国制度とのアラインメント	147
2.6 調和化	149
2.7 援助タイド	150
2.8 NGO との協力関係	150
2.9 モニタリングおよび評価	151
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント	152

## 第7章 アイルランド

基礎情報	157
1. 組織と戦略	159
1.1 アイルランド開発援助の概要	159
1.2 運営管理体制	159
1.3 政策決定	162
1.4 意思決定プロセス	162
1.5 現在の戦略	163
1.6 多国間戦略	164
2. 実施	165
2.1 予算概要	165
2.2 パートナー国	166
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策）	167
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援	169
2.5 パートナー国制度とのアラインメント	172
2.6 調和化	173
2.7 援助タイド	174
2.8 NGO との協力関係	174
2.9 モニタリングおよび評価	175
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント	177

## 第8章 フィンランド

基礎情報	181
1. 組織と戦略	183
1.1 フィンランド開発援助の概要	183
1.2 運営管理体制	183
1.3 政策決定	185
1.4 意思決定プロセス	187
1.5 現在の戦略	188
1.6 多国間戦略	190
2. 実施	191
2.1 予算概要	191
2.2 パートナー国	192
2.3 セクターの絞り込み（セクター集中型政策）	195
2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援	196
2.5 パートナー国制度とのアラインメント	198
2.6 調和化	199
2.7 援助タイド	200
2.8 NGO との協力関係	201
2.9 モニタリングおよび評価	202
3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント	203

参考文献	204
------	-----

## 目録

図 1-1	北欧諸国プラス、USAID、日本の ODA 比較	5
図 1-2	日本・北欧諸国プラスセクター別配分比較	11
図 2-1	英国国際開発省組織図	19
図 2-2	英国開発協力組織図	20
図 2-3	英国開発援助における意思決定・掌握図	22
図 2-4	2007 年二国間援助モダリティの分類	33
図 3-1	オランダ外務省組織図	46
図 3-2	国レベルにおける意思決定関係者図	50
図 3-3	2007 年二国間援助モダリティの分類	61
図 4-1	スウェーデン開発協力組織図	75
図 4-2	スウェーデン外務省組織図	76
図 4-3	SIDA 組織図	77
図 4-4	2007 年二国間援助モダリティの分類	88
図 5-1	ノルウェー外務省組織図	107
図 5-2	NORAD 組織図	108
図 5-3	ノルウェー開発協力における意思決定関係者図	110
図 5-4	2007 年二国間援助モダリティの分類	118
図 6-1	南諸国グループ (South Group) 組織図および報告経路	135
図 6-2	デンマーク開発政策決定関係者図	136
図 6-3	デンマーク開発協力におけるプログラム周期	137
図 6-4	2007 年二国間援助モダリティの分類	144
図 7-1	開発協力事務局	161
図 7-2	2007 年二国間援助モダリティの分類	169
図 8-1	フィンランド開発協力構成図	184
図 8-2	フィンランド開発政策決定関係者図	186
図 8-3	フィンランド開発協力における意思決定循環図	187
図 8-4	2007 年二国間援助モダリティの分類	196
表 1-1	バリ宣言原則への取り組み	3
表 1-2	組織的・戦略的特徴	4
表 1-3	2007 年予算情報	6
表 1-4	2007 年度北欧諸国プラス・グループ供与財政支援	7
表 1-5	北欧諸国プラス 3 ヶ国以上による重点 21 ヶ国	10
表 2-1	2007 年予算基礎情報	26
表 2-2	英国国際開発省の重点国 22 ヶ国一覧	27
表 2-3	英国国際開発省 2005 - 2008 年度公共サービス協定 (PSA) における目標 1 および 2	28
表 2-4	英国国際開発省の重点国 22 ヶ国における優先セクター一覧	30
表 2-5	英国国際開発省の 2007 - 2008 年度貧困削減財政支援供与	34
表 2-6	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	35
表 2-7	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	36
表 2-8	英国国際開発省調査研究構造概要	39

表 3-1	2007 年予算基礎情報	54
表 3-2	パートナー国一覧	55
表 3-3	プロファイル別パートナー国分類表	57
表 3-4	長期パートナー国におけるセクターの絞込み	58
表 3-5	2008 年度フル・アラインメントおよび財政支援実施認可国	62
表 3-6	2006 年バリ宣言モニタリング調査：オランダのカントリー・システム使用状況	63
表 3-7	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	65
表 3-8	オランダ調査研究構造概要	68
表 4-1	2007 年予算基礎情報	82
表 4-2	パートナー国一覧	83
表 4-3	重点国における活動セクター一覧	85
表 4-4	SIDA 長期パートナー国 12 ヶ国における優先セクター一覧	86
表 4-5	スウェーデン一般財政支援享受国	89
表 4-6	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	90
表 4-7	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	92
表 4-8	スウェーデン調査研究構造概要	99
表 5-1	2007 年予算基礎情報	112
表 5-2	パートナー国一覧	113
表 5-3	上位 25 被援助国におけるセクターの絞込み	114
表 5-4	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	120
表 5-5	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	122
表 5-6	ノルウェー調査研究構造概要	127
表 6-1	2007 年予算基礎情報	140
表 6-2	デンマークのプログラム実施国一覧	141
表 6-3	デンマークのプログラム実施国における活動セクター一覧	143
表 6-4	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	147
表 6-5	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	149
表 6-6	デンマーク調査研究構造概要	152
表 7-1	2007 年予算基礎情報	165
表 7-2	パートナー国一覧	166
表 7-3	プログラム・カントリーにおけるセクターの絞込み	168
表 7-4	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	172
表 7-5	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	173
表 7-6	アイルランド調査研究構造概要	177
表 8-1	2007 年予算基礎情報	191
表 8-2	長期パートナー国の基準	192
表 8-3	長期パートナー国概要	193
表 8-4	フィンランドのパートナー国一覧	194
表 8-5	長期パートナー国におけるセクターの絞込み	195
表 8-6	2000 - 2006 年主要国における財政支援状況	197
表 8-7	2006 年バリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価	198
表 8-8	2006 年バリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力	199
表 8-9	フィンランド調査研究構造概要	203

※基礎情報および Box 「サイレント・パートナーシップ」については、各章とも同一内容となっております。

# Synthesis



## 第1章 概要

### 略語表

CAP	- Country Assistance Plan	OECD	- Organisation for Economic Cooperation and Development
CSF	- Civil Society Fund	ODA	- Overseas Development Assistance
DAC	- Development Assistance Committee	PAEG	- Poverty Appraisal and Evaluation Group
DEK	- Effectiveness & Quality Department (Netherlands)	PARPA	- Programme for the Reduction of Absolute Poverty
DFID	- Department of International Development	PRSP	- Poverty Reduction Strategy Paper
EC	- European Commission	PSA	- Public Service Agreement
EDF	- European Development Fund	SADC	- Southern African Development Community
EU	- European Union	SIDA	- Swedish International Cooperation Agency
FAO	- Food and Agriculture Organisation	SWAp	- Sector Wide Approach
GBS	- General Budget Support	UN	- United Nations
GNI	- Gross National Income	UNAIDS	- Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
IDA	- International Development Association	UNDP	- United Nations Development Programme
IMF	- International Monetary Fund	UNFPA	- United Nations Population Fund
INGO	- International Non-Governmental Organisation	UNHCR	- United Nations High Commissioner for Refugees
ITC	- International Trade Centre	UNICEF	- United Nations Children's Fund
LDC	- Least Developed Countries	WB	- World Bank
MAPS	- Multi-Annual Programme Scheme	WFP	- World Food Programme
MDGs	- Millennium Development Goals	WHO	- World Health Organisation
MFA	- Ministry of Foreign Affairs		
NGO	- Non-Governmental Organisation		
NORAD	- Norwegian Agency for Development Cooperation		



## ■ 北欧諸国プラス

### 同じ考えを共有するグループA 'Like-Minded' Group

北欧諸国プラス（The Nordic Plus (Nordic+)）は、援助効果アジェンダに強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー諸国の集まりであり、開発政策フォーラムにおいて非常に大きな影響力を有するグループである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国およびオランダが参加している非公式なパートナーシップであり、連携合意および連携可能な分野を模索している。

右グループは、2003年のザンビアにおける「調和化プラクティス（HIP）」イニシアティブに端を発しており、それまでも長い連携の歴史を有する北欧諸国が、発展途上国における調和化原則の実現に向けて、他の関係ドナーの参加を呼びかけたことで形成された。調和化プラクティスの実施計画は、相補性および実施面での調和化を促進することを目的とし、複数のドナー国と被援助国間における共同合意の締結を奨励している。右はガバナンス力、会計および監査制度、公共財政管理能力に応じて個々の国に適応すべき援助アーキテクチャーの構築を目的としている。右の経験により、セクター・ワイド・アプローチ（SWAps）として知られるセクター支援および一般財政支援は、国のオーナーシップを最大限にすることが可能であり、可能な限り右援助モダリティを選択すべきであると認識されている。

北欧諸国プラスは、第2回援助効果ハイレベル・フォーラムにおける援助効果に係るパリ宣言を形成する上で、顕著な役割を果たしている。また、参加国は実践への適用を強く推奨しており、共通の政策・事業増加に向け積極的に働きかけ、例えば調達に係る共同ガイドラインを策定している。加えて、北欧諸国プラスは頻繁に委任型協力（または「サイレント・パートナーシップ」）を実施している。右協力においては、プロジェクトまたはプログラムを管理するドナー国以外に、1ヶ国以上が拠出しており、全関係ドナーがプロジェクト、プログラムを共有している。そのため、被援助国は主導ドナーのみを直接相手にすることとなり、同じく主導ドナーが他のドナー諸国に対し責任を有することとなっている。原則、全メンバーは右合意に関し潜在的パートナーとしての相互承認を事前に確認している。北欧諸国プラス・グループは特定分野での他ドナー諸国との連携を可能な限り実施していくこととしている。

以下表 1-1 は、パリ宣言モニタリング調査結果を示している。右調査結果においては、北欧諸国プラス・グループの一貫した高い実績が示されている。また、日本の実績も高いものの、北欧諸国プラスと日本の主な違いは、当該国制度の利用における指標 5a、5b において明らかであり、同様に、連携指標においても幾分見受けられる。

表 1-1. パリ宣言原則への取り組み

	Indicator Number						
	3	4	5a	5b	6	10a	10b
	政府予算見込みの包括度および現実度	技術協力と国別プログラムとの調整度	政府部門援助のパートナー国公共財政管理制度利用度	政府部門援助のパートナー国調達制度利用度	パートナー国行政制度における並行プロジェクト実施ユニット(PIU)数	ドナー国派遣ミッションの合同実施度	国別分析作業における共同実施度
デンマーク	47%	48%	29%	45%	69	33%	80%
フィンランド	87%	53%	38%	52%	9	26%	58%
アイルランド	48%	52%	90%	96%	6	41%	57%
ノルウェー	56%	78%	61%	69%	3	56%	77%
スウェーデン	49%	64%	47%	48%	36	32%	34%
オランダ	70%	36%	71%	78%	23	41%	77%
英国	84%	61%	75%	76%	41	44%	69%
日本	68%	74%	29%	26%	2	2%	52%
<b>北欧諸国プラス平均</b>	<b>63%</b>	<b>67%</b>	<b>59%</b>	<b>66%</b>	<b>27</b>	<b>39%</b>	<b>65%</b>
<b>DAC 加盟国平均</b>	<b>42%</b>	<b>42%</b>	<b>33%</b>	<b>38%</b>	<b>61</b>	<b>25%</b>	<b>49%</b>



## 組織と戦略

全北欧諸国プラス参加ドナーは、貧困削減およびミレニアム目標（MDGs）達成を中心的な目標に掲げており、右目標は組織形成だけでなく組織パフォーマンスの評価においても用いられている。

加えて、北欧諸国プラス・グループは政策一貫性を強調しており、関係する全政府政策（貿易、安全保障、環境等）において確実に開発問題が配慮されるようにしている。

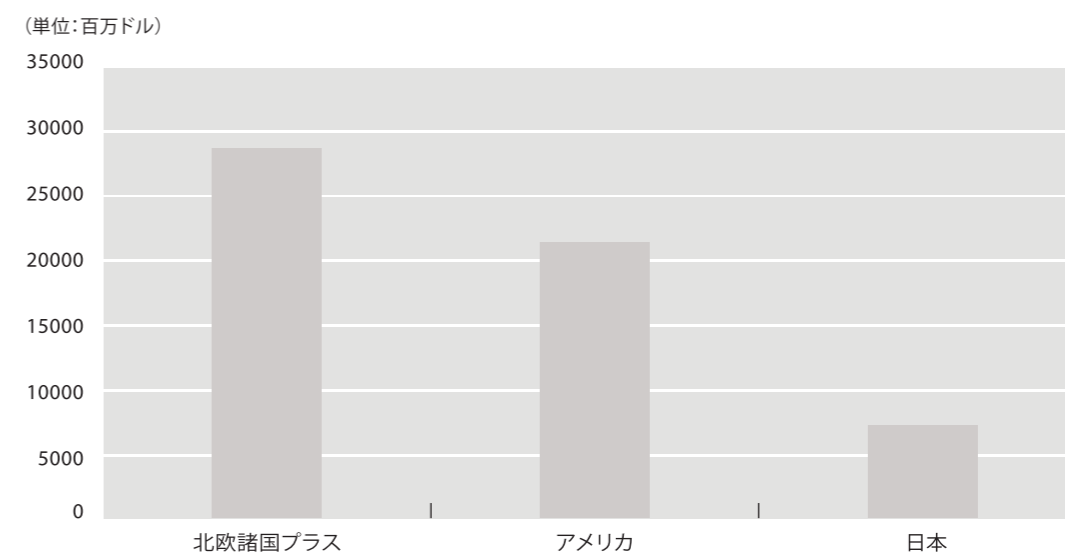
国別の章において示しているとおり、開発協力制度の仕組みおよび各国における厳密な責任分担は、各国の歴史や政治的理由より様々である。例えば、多くの国においては、開発協力は外務省が掌握しており、英国の DFID、スウェーデンの SIDA は極めて例外的な存在となっている。同様に、意思決定パターンにおいても、フィンランドやアイルランドのように極めて中央集権的な国から、ノルウェーや英国のように権限委譲が大いに進行している国まで様々である。以下表 1-2 は意思決定における委譲状況を示したものである。多くの場合、当該パートナー政府との協議の下、大使館または現地事務所によって年間事業計画が作成されており、右に基づき投入レベルに関する本部との協議が行われている。国レベルで合意に至ると、右を基とした決定承認がなされることとなっているが、デンマークの場合は制限が課せられている。アイルランドおよびフィンランドに関しては、規模が小さいことが一部起因し、計画策定を含む責任の多くが中央集権化されている。

表 1-2. 組織的・戦略的特徴

	デンマーク	フィンランド	アイルランド	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	英国
貧困削減	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
MDG との 明確な 関連性	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
政策課題の 一貫性	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
分権化	▲			▲	▲	▲	▲
現場での 意思決定	500 万 デンマーク・ クローネ（約 100 万ドル） 未満	限定的	10 万ユーロ 未満	年次計画に 基づく	年次計画に 基づく場合 無制限	年次計画に 基づく	国事務所 代表の 年功による
本部での 意思決定	1,000 万 デンマーク・ クローネ（約 200 万ドル） を超える場合 は理事会決定	ほぼ全て	100 万 ユーロを 超える場合 全て	財政支援	覚書、 財政支援	財政支援	国事務所 代表の 年功による

## 予算およびモダリティ

図 1-1. 北欧諸国プラス、USAID、日本の ODA 比較



北欧諸国プラスは、2007 年において約 300 億ドルの ODA を提供しており、最大ドナー国であるアメリカを越し、日本 ODA 予算の約 4 倍を占める存在となっている。北欧諸国プラス・グループ参加国は個々では決して大規模ドナーとは言えないものの、同じ考えを共有するドナー・グループとして共通アジェンダに取り組むことで、非常に大きな影響力を及ぼしており、特に、一貫した主張やパリ宣言原則（表 1-1 参照）の実践面において、またグループ全体としての援助規模の面において顕著である。

平均して、北欧諸国プラス・グループは国際的に合意されている ODA 支出目標である GNI 0.7% をほぼ達成しているものの、ノルウェー、スウェーデン、デンマークおよびオランダのように数年にわたり目標値を大きく上回っている国と、フィンランド、アイルランド、英国のように現在のところ目標値に達していない国とで格差が生じている。にもかかわらず、昨今の経済危機以前においては、全北欧諸国プラス参加国は 2005 年から平均 25% の予算増を達成している。しかしながら、新たな経済環境において右の予算規模が継続されるかは何とも言いえない状況であり、例えば、アイルランド政府は既に来年度における予算削減を発表している。それにもかかわらず、国別の章で示したとおり開発援助に対する強い政治的コミットメントにより、他の DAC 諸国に比べ予算増加の可能性が最も高く、向こう数年における北欧諸国プラス・グループの影響力は増大しそうである。

表 1-3. 2007 年予算情報\*\*\*

	予算総額	予算規模別 DAC 順位	対国民総所得 (GNI) 割合	2005 年比 予算 増加率	予算総額 に占める 二国間 援助割合	対アフリカ二国間 政府開発 援助割合	二国間 援助総額に 占めるプロ ジェクト型 援助の割合	二国間 援助総額に 占めるプロ グラム型 援助の割合	二国間 援助に 占める 技術協力 の割合	二国間 援助総額 に占める 対 NGO 支援の割合
デンマーク	2,562.23	12	0.81	21%	64%	48%	17%	32%	6%	10%
フィンランド	981.34	17	0.39	9%	60%	32%	5%	5%	41%	1%
アイルランド	1,192.15	16	0.55	67%	69%	54%	--	42%	2%	16%
ノルウェー	3,728.02	10	0.95	34%	77%	27%	1%	48%	15%	--
スウェーデン	4,338.94	7	0.93	29%	68%	30%	1%	50%	5%	8%
オランダ	6,224.26	5	0.81	22%	75%	32%	3%	25%	10%	19%
英 国	9,848.54	3	0.36	-8.6%**	57%	73%	13%	20%	16%	12%
日 本	7,678.95	4	0.17	-42%**	75%	44%	12%	7%	31%	10%
北欧諸国 プラス平均	4,125.07	--	0.69	25%	67%	42%	7%	32%	14%	11%

\* 無償資金協力は以下の国の二国間援助額を上回る額が記録されている。デンマーク (104%)、フィンランド (104%)、英国 (117%)、日本 (104%)  
 \*\* この期間、債務救済を除き、予算が英国では 35%増額、日本では 31%縮小している。  
 \*\*\* DAC 統計データに基づく

上記表 1-2 に示したとおり、北欧諸国プラスによる開発協力のパターンは、日本の ODA と非常に異なっており、平均して、直接プロジェクトまたは技術協力を提供することは少ない。その代わりに、北欧諸国プラスは、プログラム型アプローチによる取組みを増加しており、可能な場合は、直接支援に特に力を入れている。以下表 1-3 では、北欧諸国プラス参加国の国別一般財政支援実施状況を示している。22 ヶ国が一般財政支援を受けており、特にタンザニア、モザンビークにおいて最も多く支援が実施されている。しかしながら、一般財政支援への強い関心においても国ごとに温度差がある。DFID やオランダは一般財政支援を幅広く実施（それぞれ、12 ヶ国、14 ヶ国で実施）しており、北欧諸国プラス参加最大ドナーとして、他のドナー諸国よりも多くのパートナー国を有しているが、その一方で、アイルランドのようなドナー国はパートナー国 2 ヶ国のみにおいて一般財政支援を実施している点は注目すべきである。各国の違いにもかかわらず、北欧諸国プラス内においては貧困撲滅への明確なコミットメントおよび戦略を有し、健全で、公共財政管理の改善が見られる政府に対し、一般財政支援の利用を増加するべきとの合意が存在している。

表 1-4. 2007 年度 ※北欧諸国プラス・グループ供与財政支援 (単位: 百万ドル)

※別途記載の年度のものを除く

	ベナン	ブータン	ブルキナファソ	ブルンジ	カンボジア	ケープベルデ	グルジア	ガーナ	マケドニア	マラウイ	マリ
デンマーク**	◆		◆					◆			
アイルランド											
フィンランド*											
オランダ*	12.75	2.5	25.5	12.75		8.25	6.5		9		12.75
ノルウェー**				◆						◆	
スウェーデン			10								13.25
英国*					2.25			80.5		32	

	モルドバ	モザンビーク	ニカラグア	パキスタン	ルワンダ	シエラレオネ	セネガル	タンザニア	ウガンダ	ベトナム	ザンビア
デンマーク**		◆						◆		◆	
アイルランド		7.75						13.5			
フィンランド*		6.25	4.5					13.25			
オランダ*	5	23					12.75		14	15.25	12.75
ノルウェー**		◆						◆	◆		◆
スウェーデン		50			13.25			60			16
英国*		59.5	2.25	14.5	48	19		152.75	51	29	40.75

\* フィンランド (2006) ; オランダ、英国 (2008)  
 \*\* 供与額詳細不可

政府予算への直接支援を提供するとともに、北欧諸国プラスは NGOs を通じた（平均 11% に及び、日本より辛うじて高い）支援を実施している。右援助形態において非常に大きな割合で、パートナー国における NGO の活動を支援するにあたり、基本的にドナー国内の NGO とのタイド関係にある（そのような表現は使われな  
いものの）点は注目に値する。一般的に、NGO および市民社会は北欧諸国プラスの開発協力において重要な役割を占めており、戦略的目標達成において戦略的重要性を有すると考えられる大規模な NGO の場合は、政策決定に係る話し合いが行われ、特定プロジェクト、プログラムの実施機関となると同時に、北欧諸国プラスによる長期的支援を享受することとなる。

一般的に、右は北欧諸国プラス参加国が開発協力を自ら実施する必要があるとの考えから移行していることを示している。右の理由としては、職員数増加を伴わない予算増加要求、当該国主導型プログラムの推進、プール基金合意といった調和化アプローチを含む様々な要素が挙げられる。

## 当該国とセクター

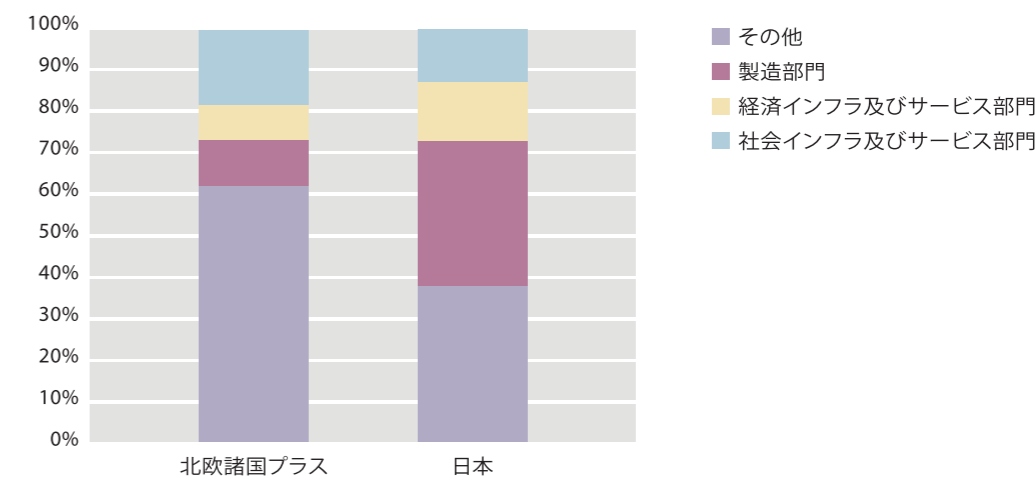
北欧諸国プラスは、参加国内で 60 の「重点国」または「プログラム・カントリー」を選定している。これらの国々は、個々のドナー国において用語は様々であるものの、北欧諸国プラス参加ドナーが努力と資金を集中的に投入している国である。各ドナーが、独自の基準に基づいて重点国を選定しているものの、21 ヶ国（アフリカ 12 ヶ国、アジア 5 ヶ国、南米 3 ヶ国および中東 1 ヶ国）は、少なくとも北欧諸国プラス参加ドナー 3 ヶ国による対象国となっている。右の国においては、特に北欧諸国プラスの影響力が最も強く、特にアフリカ諸国は全ドナーのリストにおいて重要とされている。ドナー全 7 ヶ国の対象国となっているのが、モザンビーク、タンザニア、ザンビアであり、7 ヶ国中 6 ヶ国がケニア、ウガンダおよびベトナムを対象国としている。

表 1-5. 北欧諸国プラス 3ヶ国以上による重点 21ヶ国

	デンマーク	フィンランド	アイルランド	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	英国
アフリカ	ブルキナファソ	◆		◆		◆	
	エチオピア		◆	◆		◆	◆
	ガーナ	◆			◆		◆
	ケニア	◆	◆		◆	◆	◆
	マラウイ			◆		◆	◆
	マリ	◆			◆	◆	◆
	モザンビーク	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ルワンダ				◆		◆
	スーダン					◆	◆
	タンザニア	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	ウガンダ	◆		◆	◆	◆	◆
ザンビア	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
アジア	アフガニスタン			◆	◆	◆	◆
	バングラデシュ	◆			◆	◆	◆
	ネパール	◆	◆			◆	◆
	パキスタン				◆	◆	◆
	ベトナム	◆		◆	◆	◆	◆
ラテンアメリカ及び中東	ボリビア	◆		◆		◆	
	グアテマラ				◆	◆	◆
	ニカラグア	◆	◆		◆	◆	
	パレスティナ占領区				◆	◆	◆

北欧諸国プラスによる援助パターンは、多くの点で日本のODAとは非常に異なる。以下図 1-2 で示したとおり、ドナー・グループである北欧諸国プラスは、経済インフラおよび産業セクターへの援助の割合が高い日本と比較し、社会セクターへの援助が多くなっている。右の理由として、援助タイプの違い（例えば大規模な円借は、それ自体高額のインフラ投資を容易としている）や、北欧諸国プラス参加ドナーによる MDGs への強い早期コミットメントが挙げられる。右は、ドナー社会において他のドナーに比べ経験が高い分野においてドナー各自の経験に基づく比較優位があるといった考え方により助長されている。

図 1-2. 日本・北欧諸国プラスセクター別配分比較



また、北欧諸国プラス参加国のうち幾つかの国において（DFID およびオランダ）、近年、重要パートナー国において成長促進を十分に行ってこなかったという考えに基づき、経済および産業セクターへの援助を再検討する動きがある。

特定セクターへの援助に加えて、北欧諸国プラス参加国は、日本と同様に、様々なテーマを有しており、右テーマは援助の全側面に広く及んでいる。日本の場合、地球規模のアジェンダ、衡平な成長、人間の安全保障、ガバナンスといった懸案事項は、全 JICA 事業において優先されるべき課題として明確に示されている。北欧諸国プラス参加国の優先課題は、国ごとに様々ではあるが、重要分野においては明確に共有の懸案事項が掲げられており、ほぼ全参加国においてジェンダー主流化（デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国）、HIV/AIDS（デンマーク、フィンランド、アイルランド、オランダ、ノルウェー、英国）、環境および持続可能な開発（全参加国）が事業全域を通じたテーマとなっている。



# United Kingdom

## 第2章 英国

### 結論

北欧諸国プラス参加ドナー国間においては、有力なドナー・グループとして明確な類似点が伺える。北欧諸国プラス参加国はパリ宣言を明確に順守しており、国レベルにおいても順守されるべく、また国際的合意をさらに強化するよう、パリ宣言を強く推進している。北欧諸国プラス参加国の援助パターンとして社会セクターを特に強調しているという事実は、右参加国が政策アジェンダを包括的に捉えた上で、決定していることから伺える。

参加国における政策一貫性および参加国全体の財政力は、北欧諸国プラスがより直接的な財政的影響力を有していることを意味しており、右影響力は向こう数年間持続すると考えられる。この影響力は、特に北欧諸国プラスが最大勢力となっていると考えられる当該国において大きいとされている。また、その多くは、ドナーが重要プログラムを多く抱えている「ドナーのお気に入り (donor-darlings)」として知られている。にもかかわらず、各ドナーによりその特徴には差異があり、独自のものとなっており、単一制度に基づく公式グループであるというよりはむしろ、非公式の集まりとなっていることから、個々のドナー国の特徴を理解することも重要であると言える。

JICA の観点からは、以下の点を配慮することが肝要と思われる。

1. 北欧諸国プラス参加国のうち3ヶ国以上のプレゼンスがあり、共同ドナー会議に JICA が参加している国に関しては、北欧諸国プラス共通のアジェンダおよび意向が当該国の開発政策に大きく影響するケースがあるため、北欧諸国プラス参加国の理解を深めることが重要と思われる。
2. JICA と北欧諸国プラス・グループの比較優位に関しては、はっきりとした違いが見受けられる。北欧諸国プラス参加国の幾つかは、「成長中心」の援助へ方向転換する必要性を強調しており、右分野において JICA は比較優位と経験を有していることから、JICA と北欧諸国プラス参加ドナー各国との連携を高める余地があると考えられる。特に、北欧諸国プラス参加ドナーは援助の実施面において柔軟であることから、必要に応じて右連携の可能性を模索することも一案と考えられる。



基礎情報.....15

1. 組織と戦略.....17

1.1 英国開発援助の概要.....17

1.2 運営管理体制.....17

1.3 政策決定.....20

1.4 意思決定プロセス.....21

1.5 戦略的枠組み.....23

1.6 多国間戦略.....24

2. 実施.....26

2.1 予算概要.....26

2.2 パートナー国.....27

2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）.....30

2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援.....33

2.5 パートナー国制度とのアラインメント.....35

2.6 調和化.....36

2.7 援助タイプ.....37

2.8 NGO との協力関係.....37

2.9 モニタリングおよび評価.....38

3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント.....39

図 2-1 英国国際開発省組織図.....19

図 2-2 英国開発協力組織図.....20

図 2-3 英国開発援助における意思決定・掌握図.....22

図 2-4 2007 年二国間援助モダリティの分類.....33

表 2-1 2007 年予算基礎情報.....26

表 2-2 英国国際開発省の重点国 22 ケ国一覧.....27

表 2-3 英国国際開発省の 2005 - 2008 年度公共サービス協定 (PSA) における目標 1 および 2.....28

表 2-4 英国国際開発省の重点国 22 ケ国における優先セクター一覧.....30

表 2-5 英国国際開発省の 2007 - 2008 年度貧困削減財政支援提供与.....34

表 2-6 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価.....35

表 2-7 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力.....36

表 2-8 英国国際開発省調査研究構造概要.....39

基礎情報

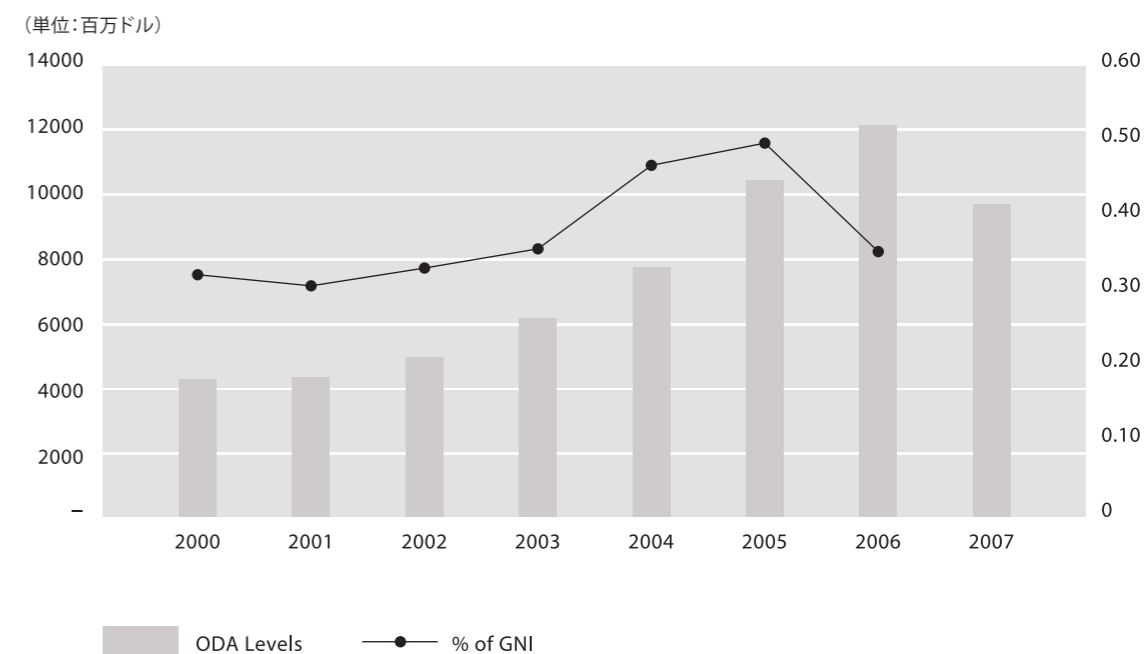
北欧諸国プラス（The Nordic Plus）は、援助効果アジェンダに対する強いコミットメントを有し、同じ考えを共有するドナー国の集まりである。デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、およびオランダが参加しており、共同出資や共通の調達手続きの実施等、国際協力における特定の分野において、他ドナー国との協働を目的としている。右グループは、開発協力における発展途上国による運用上の負荷を減少するために、メンバー間の相互協力の増進と、手続き及び業務の調和化を目指し、2003 年に設立されたものである。そのため、北欧諸国プラス参加諸国は、パリ宣言の牽引的存在となっている。参加諸国は、共通の政策および業務の増進を活発に進めることに加え、相互の委任協力にも同意している。原則として全参加国は、共同拠出のプロジェクトまたはプログラムにおいて、他参加ドナーに比較優位がある場合には、右ドナー国が主導ドナーとして活動できるという事前相互承認を有している。

（本文 2.6 Box 5.参照）

報告書使用換算レート

GBR = ¥139.93 EUR = ¥124.22 USD = ¥97.95 (2009 年 3 月 JICA 統制レート)  
 2006 : \$1 = £1.84 2007 : \$1 = £2.00 (DAC 統計に基づく)

ODA 総予算レベル (2000 - 2007)



### 2007年 ODA 総予算内訳 (単位：百万ドル)

二国間政府開発援助		多国間政府開発援助	
無償資金	6 572.44	UN Agencies	576.37
投資計画援助	710.27	EC	2 143.45
プログラム型援助	1 096.56	IDA	987.25
技術協力	888.29	各地域開発銀行	188.05
人道援助	351.55		
債務免責総額	16.18		
NGO 支援	669.46		
運営・管理費	544.69		
無償資金以外の二国間政府開発援助	-970.91	<b>合計</b>	<b>9 848.54</b>

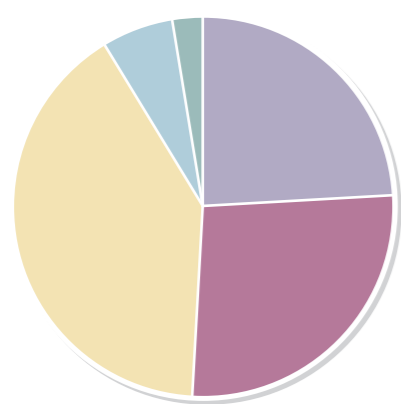
## 1. 組織と戦略

### 1.1 英国開発援助の概要

旧宗主国である英国は、現在発展途上国と称される国々への長い関与の歴史を有している。英国政府による植民地開発への継続的な責任を有する点は、1929年制定の植民地開発法 (Colonial Development Act) に記されている。植民地開発法の下、10年以上の間、議会投票により年間100万ポンド (約1億3,993万円) の上限が設けられていた。1961年になりようやく、援助プログラムの一側面として技術協力の実施を担う技術協力省 (Department of Technical Co-operation) が設立された。1964年には、初めて独立した省庁として、海外開発大臣を筆頭とした海外開発省 (Ministry of Overseas Development) が設立された。右により、前技術協力省の機能および外務・英連邦関係・植民地の各省 (The Foreign, Commonwealth Relations and Colonial Offices) や他の政府省庁の海外援助政策機能が一元化されることとなった。

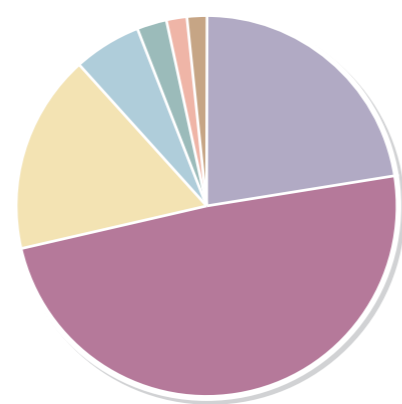
1970年代を通じ、開発協力担当省は独立省と外務省 (The Foreign and Commonwealth Office (FCO)) との間で繰り返し交代しており、1997年に国際開発省 (The Department for International Development (DFID)) が設立される以前は、外務省が開発協力を掌握していた。国際開発省は、閣僚である閣内相 (Secretary of State) を筆頭とし、2003年6月には閣外相 (國務大臣：Minister of State) が補佐役として設けられ、2007年6月からはさらに3名の政務次官 (Parliamentary Under Secretaries of State) が大臣の補佐を担っている。

2006/2007年平均 所得別二国間割当額



■ その他  
■ 後開発途上国  
■ その他低所得国  
■ 低中所得国  
■ 高中所得国

2006/2007年平均 地域別二国間割当額



■ その他  
■ サブサハラ・アフリカ  
■ 南・中央アジア  
■ アジアその他及びオセアニア  
■ 中東及び北アフリカ  
■ 中南米及びカリブ地域  
■ 欧州

### 1.2 運営管理体制

他の多くのドナーとは対照的に、英国国際開発省 (以下 DFID) は独立した閣僚級の省庁であり、開発協力をほぼ完全に統制している。英国政府開発協力での貧困削減に係る全側面 (二国間、多国間) は DFID の集中管理下にある。国際開発閣内相 (Secretary of State for International Development) が内閣および事務次官 (Parliamentary Under-Secretaries of State) が下院 (The House of Commons) において DFID 代表を務めている。技術的テーマにおける第一義的責任は双方の合意をもって両者間で分担されている。DFID 内上級国家公務員は、事務次官 (The Permanent Secretary) であり、その他4名の局長 (Director-General) が補佐をしている。4局長は以下のとおりである。

- (i) Director General for Country Programmes
- (ii) Director General International (国際金融機関、国連、ドナー協力担当)
- (iii) Director General for Corporate Performance (金融・企業パフォーマンス、人事、コミュニケーション担当)
- (iv) Director General for Policy and Research

4 局長自ら全 16 課（図 2-1 参照）を監督しており職員はロンドン、スコットランド East Kilbride に分散している。

DFID 職員は極めて複雑に絡んだチーム構成となっている。各会合はニーズに応じ、部局内や、部局を超えて、または本部と現地事務所間といった形で設けられており、また、外部の専門家も交えて行われている。ロンドン、East Kilbride および各在外事務所間の連携は、高度ビデオ会議システムにより促進されている。右のようにオペレーション上の関係を意図的に構築することは、官僚的な境界線を取払うことや、職員の業務時間を再編成して目前の課題を解決するといった目的にかなっている。

理事会（Management Board）は、事務次官、局長 4 名および社外取締役（non-executive directors）2 名で構成され、DFID のパフォーマンス管理および公的サービス協定（The Public Service Agreement（PSA））達成に係る戦略的方向性を規定している。PSA は、各英国省庁のパフォーマンスを 3 年枠組みにおいて評価する合意目標である。また、右理事会は DFID の財源や人員の効果的な割当・管理がなされるよう取り締まっている。また、以下 4 委員会が理事会を補佐している。

- (i) 開発委員会（Development Committee）：議長役は政策および国際局長。
- (ii) 監査委員会（Audit Committee）：外部取締役会のメンバー 1 名が議長役。
- (iii) 人事戦略委員会（Human Resources Strategy committee）：組織運営局（Corporate Performance）局長が議長役。
- (iv) 投資委員会（The Investment Committee）：同じく組織運営局局長が議長役を務めている。

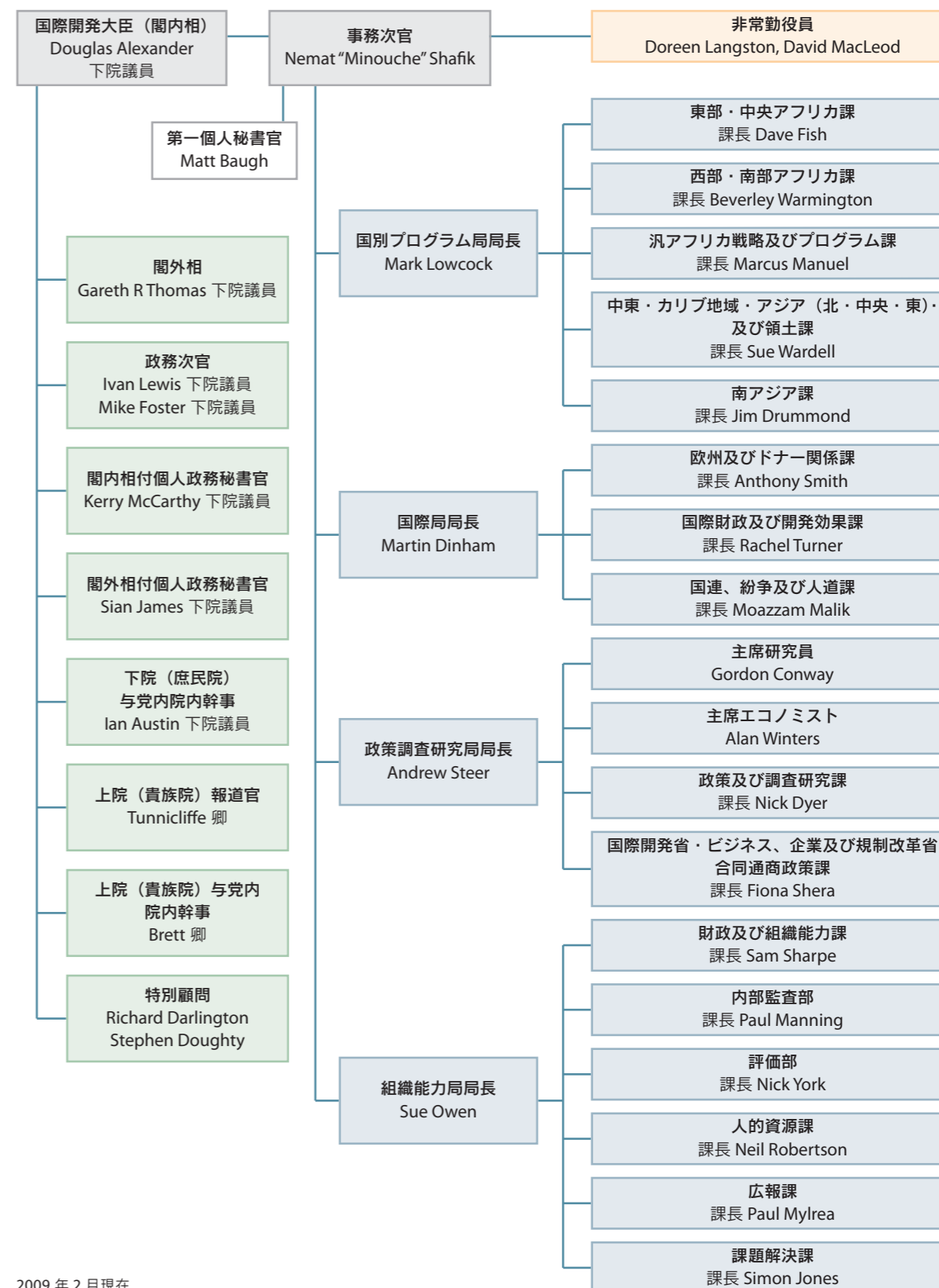
「closeness to the client」の原則に基づき、DFID は現場への業務権限委譲を重視し、現在、在外事務所へ約半分の人員を配置している。現場事務所は右権限委譲により多大な利点を享受すると同時に、当該国における DFID 公共サービス協定の実現に対し責任を担うこととなっている。

DFID の全職員数は 2006 年時点で 2,853 名となっており、そのうち 3 分の 2 が公務員、残り 3 分の 1 が現地採用職員となっている。DFID 職員数全体は、DFID が設立された 1997 年から約 2 倍の増員数となっており、ピークに達している。以後、3 年間で職員数 10% の削減が展開されており、右は、政府の公務員全体に係る合理化目標に従ってのことである。DFID は以下 4 つの方法を用いて削減を実行している。

- (i) テクノロジーおよび業務プロセスの向上（例：会計、人事管理）
- (ii) 海外プログラムの合理化（貧困国家とのより良いアラインメント、小規模プログラムおよび中所得国からの卒業）
- (iii) 特定現場事務所の再編成および合理化
- (iv) より効果的な援助手段の導入

DFID 本国公務員のうち常に 5 - 10% は配置換えが行われている点は、注目に値する。人材キャパシティにおける損失は、英国政府の他の部署や二国間、多国間ドナー機関から同人員数を人事異動することで埋合わせが行われている。また、DFID による人事配置換えプロセス実行の度合いや、他の国際開発組織へ自らの職員を出向させることにより右機関における影響力を高めているだけでなく、組織的観点の多様化を図っている点についても興味深い。

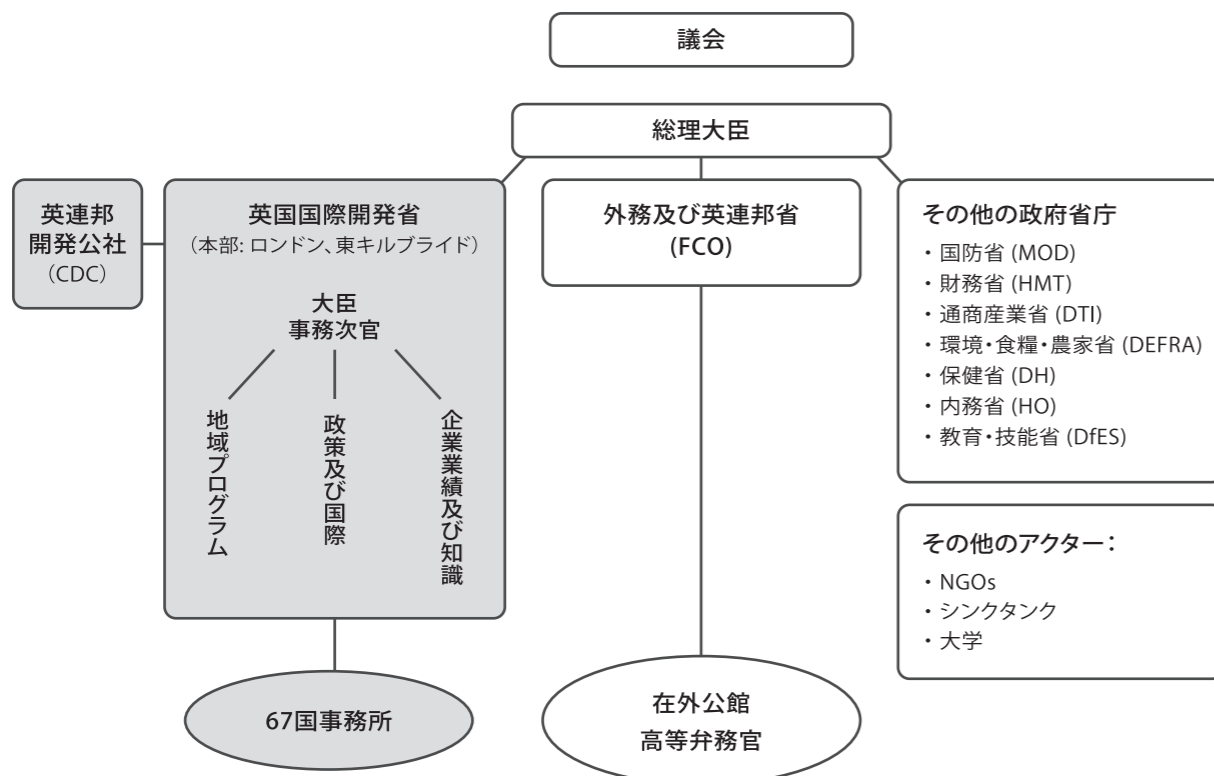
図 2-1. 英国国際開発省組織図



2009 年 2 月現在



図 2-2. 英国開発協力組織図



### 1.3 政策決定

1997年からの英国開発協力事業における変化は、強い政策リーダーシップの賜物であり、多くが国際開発大臣（The Secretary of State for International Development）が内閣の一員である点が寄与している。

法的レベルにおいては、1980年から続いた前法律文に取って代り、2002年6月に英国議会は「International Development Act（国際開発法）」を可決している。国際開発法では、右法律におけるDFID唯一の目標である貧困削減に係る明確な法的使命を規定しており、英国開発協力への援助問題だけでなく開発問題に係る現在の戦略的方向付けを行っている。右法律は、英国が開発または人道的支援を実施する上で採用可能な形態および条件に係るコンディションを規定している。DFIDはこのような法的使命を遂行するために指定された主管省であるため、他の省庁との関係が明確であり、右により、省庁を超えた開発政策検討を一段と促進している。

また、2002年法で明記されることにより、英国開発政策における具体的な優先事項の構築が可能となっている。右の政策は、通常、DFID自身が執筆しており、職員および外部パートナーが内容、例えば政策白書（1997年、2000年、2006年）の内容を明確に理解することを確保している。政府省庁間における政策一貫性は、英国開発法内に記載された政府全体の指針により、また、右に続く各省庁のPSA内の業務奨励ならびに、高官の個人的リーダーシップにより、政府内トップレベルにおいて確保されている。

国際開発法および政策白書に加え、英国開発政策は各PSA（公共サービス協定）により構築されており、DFIDの場合、貧困削減といった唯一の目標を中心に構築されている。右目標は、さらに幾つかの基本方針と明確な目標に分かれている。明確な目標とは、例えば、基本サービスの引当金、アクセスおよび質の向上である。PSAの主な基本方針はDFIDの業務目的およびアカウントビリティの持続を目的としており、各PSAサイクルを通して右基本方針の継続が見受けられる。PSAにより、各ディビジョン、局、チームおよび個人はPSA目標（および究極にはミレニアム開発目標（MDGs））の最終的な達成に関わる目標を定めることを可能としている。

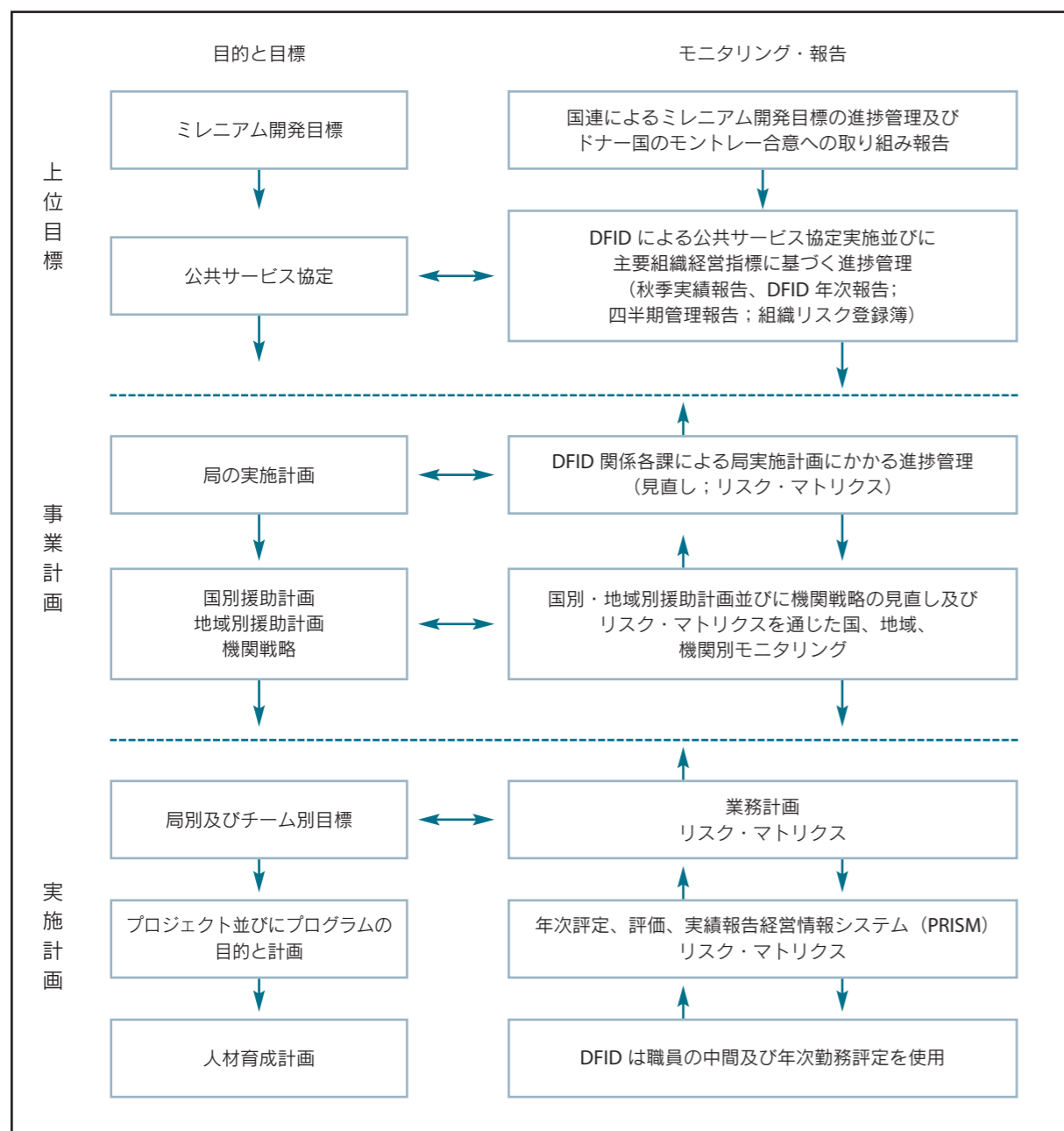
テーマ別政策文書の作成はDFID内で一般的に実施されており、DFIDの業務を形成するものとなっている。政策文書はDFIDの意欲的な構想に沿った、また教育、保健および農業といったセクターや、モダリティ（コンディショナリティ、キャパシティ・ビルディングまたは当該国主導アプローチ）、又は分野横断的問題（移住、社会的疎外、貧困モニタリングシステム）を含む、多岐に渡る課題への取組みを可能とする幅広い視点に立ったものであることが多い。ロンドンで構築されるこうした方向性に沿って業務を継続するには、全政策文書に意図された実用性および効果を明記した実施計画を含む必要があるとされている。

### 1.4 意思決定プロセス

PSAのより明確な事業計画への移行については、3年毎のDirector's Delivery Plan（局の実施計画）に盛り込まれている。右ローリングプランは、PSA目標実現のためのDFID財源の利用方法を明確にしており、成功指針および進展に影響を及ぼすと考えられるリスクの分析を含むものとなっている。右のことから、DFIDは計画を作成するにあたり、首尾一貫した非常に透明なアプローチを有していると言える。また計画はロンドンから発せられる明確な中央メッセージを伴うものとなっている。

一般的な政策レベルにおける中央メッセージと平行して、現場への多大な権限委譲が実施されている。DFIDの現地事務所はCountry Assistance Plans（国家援助計画）の策定（DFID本部により再検討とされることもある）、実施全般及び計画、モニタリング、報告を担当し、国家戦略および国家制度との合致、英国政策の一貫性の促進に係る責任を有し、プログラム方針に配慮が必要な場合は、適切な行動をとることとされている。当該国レベルの事務所所長は750万ポンド（約10億4,948万円）までの支出に関し、財務権限を委任されている。それ故、ますます本部職員の役割は現地事務所の支援を行うことと見なされている。

図 2-3. 英国開発援助における意思決定・掌握図



出典：2006 DAC Peer Review

意思決定に係る直接任務は組織の上から下への流れをよくするように考案されている一方、政策決定プロセスに反映すべき制度を監視するための業務はボトムアップとなるよう構築されている。上述のような実施計画の全側面は四半期、半期および年間レビューにより繰返し見直されることとなっている。事業計画では、国別支援計画および局の援助計画である Director's Delivery Plans の見直しが毎年実施されている。国別支援計画は毎年本部でモニタリングされており、主な見直しは3年から4年毎に実施されている。最後に、より高い目標レベルでは、PSA は進展の経過を追うとともに、実行状況を踏まえて政策決定および財政的コミットメントを再評価することとしている。

2000年に The Performance Reporting Information System for Management (PRISM) が導入されている。PRISMにより、DFID マネージャーはプロジェクトおよびプログラム情報を集散的に、例えば、国別、セクター別、特定指標に基づいて蓄積、分析することができる。また、右システムを利用した情報の共有が可能であり、右システム内ではプロジェクトおよびプログラムに係る何千もの情報が蓄積されている。承認貢献額100万ポンド(約1億3,993万円)以上の全プロジェクト、プログラムは毎年PRISMシステムを利用した見直しおよび採点が執り行われている。PRISMはより大規模な統一アプローチ(ARIES)へと2007年に統合されている。

### 1.5 戦略的枠組

上述のとおり、2002年国際開発法は「英国外の一国以上の国において持続可能な開発を促進すること」、または「一国以上の国において国民の福祉向上」による貧困削減を英国開発援助の包括的目標として確立している。2003-2006年および2005-2008年のDFIDの公共サービス協定(PSA)は、国際開発法に直接基づいたものであり、MDGs達成に強く焦点を当てたものとなっている。最新のPSA枠組みでは、国際開発をより大規模な政府全体のPSAの一部として位置づけており、同様に国際開発法を基礎としている。右のような明確な権限および高度な戦略構想により、DFIDは重点分野に焦点を絞り、セクターに基づくというよりも基本方針を中心に構築された戦略を促進している。しかし、右はDFIDの戦略枠組みにセクター別優先事項が全くないというわけではない。DFIDのPSA目標はプライマリー・ヘルス・ケア、就業に焦点を当てており、ならびにHIV/AIDSへの支出目標を定めており、基礎社会サービスに係る開発プログラムに重点を置いている。右は、DACメンバーの中でもとわけ高いコミットメントを示している。

しかしながら、DFID政策白書内にある戦略構想は、PSA内で計測可能な目標設定を試みているのと比べ、より大まかな目標となっており、故に、影響力が低いということもできる。2006年に発表された政策白書「Making Governance Work for the Poor」において、DFIDの事業目標として以下が設定されている。

- 国際フォーラムで結ばれた諸約束の遂行
- 貧困層のための国家建設支援
- セキュリティ、収入および公共サービス享受支援への取り組み
- 気候変動への国際的取り組み
- 国際制度再編への支援

白書テーマとしてのガバナンス選択もやはり有益であり、公共財政管理を含むガバナンスはDFIDの事業において重要ファクターであるとの認識を反映したものである。特に、一般財政支援や他の似通ったモダリティ使用の増加を踏まえている。また、DFIDは(pro-poor)成長アジェンダを強く提唱しており、右アジェンダ支援に係る業務を増加している。

## 1.6 多国間戦略

近年、急速な予算増加に伴い、英国 ODA の多国間拠出割合も大幅に増加しており、2007 年においては ODA 予算のうち 43%が多国間組織を通じた支出となっている。右は DAC 平均を優に超す割合である。

DFID は様々な多国間組織に対し財政支援を実施している。近年、世界銀行への英国の貢献額は大幅に増加している。右は世銀の政策における影響力を増大することを目指していることが一因であり、2008 年に実施された最近の増資においては、英国が世銀の最大ドナーとなっている。世銀を除いては、欧州共同体 (EC) が英国の多国間 ODA の最大享受機関であり、他の主な享受機関として、大抵の国連機関、各世界基金、コモンウェルスの開発機関が挙げられる。DFID のマルチ機関とのパートナーシップは組織戦略により構築されている。右戦略は、政策白書内の目標達成に貢献するには、どのように DFID が各関係機関との連携を図っていく必要があるかという点を規定している。共同目標が定義され、政策課題、内部パフォーマンスおよび結果改善に係る具体的目標を網羅している。右のような共同目標の進展は毎年の戦略見直しを通じ、モニタリングが実施されている。組織戦略は通常、組織自体および幅広い市民社会および他の契約を含む協議プロセスを経て 3 年毎に規定されることとなっている。

DFID は支援している多国間組織の評価およびモニタリングに重点を置いており、右目的のために、Multi-lateral Development Effectiveness Summaries (MDES：多国間開発効果概要報告) と呼ばれるツールを開発している (本文 Box 1, 参照)。さらに、DFID は多国間機関パフォーマンス評価ネットワーク (The Multilateral Organisations Performance Assessment Network (MOPAN)) に参加している。右ネットワークは二国間共同イニシアティブであり、国レベルにおけるマルチ機関の連携態度を評価することを目的としている。英国は、2003 年に発表した援助構造に係る DFID 文書に基づき、より幅広く国際アーキテクチャーが意味するところの「scaling up」に関し、国際的議論の活性化を試みている。右文書において、自主規制、異なるアクター間での明確な分業 (division of labour)、欧州共同体の役割強化、人道、開発および環境の 3 クラスターを中心とし組織された国連、パートナー国への予測性および柔軟性を有する財政支援および幅広い選択肢の提供を提唱している。

### Box 1. 多国間開発効果概要 (MDES)

MDES は既存の情報を組織的有効性にかかる以下の 4 局面に照らして取りまとめるものである：

- **将来に向けた基盤の構築** – 「情報共有、学習、創造を通じて組織としてどのように将来に向けた基盤を構築しているか。」この局面は、組織として継続的な学習と改善に取り組んでいるか否か、いかに情報とその結果を管理し、そしてスタッフに投資をしているか否かを考慮するものである。
- **リソースの管理** – 「実施業務と実施過程を組織としてどのように管理しているか。」この局面は、組織として財政並びに人的資源をどのように使っているかを見るものである。これは支出割合、資源配分基準、人員採用・配置・昇格プロセス及び分権化の度合いなどにかかる指標を含む。
- **パートナーシップ** – 「他の開発パートナーとどのように協働しているか。」この局面は組織として開発途上国政府自体を含む他の開発パートナーといかに協働しているかを見るものである。これは援助の制度、政策へのアラインメント及びドナー間の協調にかかるバリ宣言の指標を含む。
- **国別・世界規模でのパフォーマンス** – 「国レベル、世界レベルのいずれかまたは両方において組織としていかに効率的かつ効果的に機能しているか。」最後の局面は、国レベル、世界規模いずれかでの実績について利用可能な情報を考慮する。これは組織の自己評価あるいは第三者評価の結果、ポートフォリオの質、プログラム目標並びに成果と効果にかかるその他の指標に関する情報を含む。

## 2. 実施

### 2.1 予算概要

表 2-1. 2007 年予算基礎情報（特に明記された年度のものを除く）

総予算 (単位：百万ドル)	9 849 (100%)	2006/7 年度 一般財政支援拠出額 (単位：百万ドル)	299 (二国間援助全体の 5%)
対国民総所得 (GNI) (%)	0.36	EU の ODA 予算への 貢献額 (単位：百万ドル)	2 143
二国間援助総額 (単位：百万ドル)	5 602 (57%)	国際開発協会第 15 次 増資への拠出額 (単位：百万ドル)	4 271
アフリカ地域への 二国間援助割当額 (単位：百万ドル)	2 457 (二国間援助全体の 43%)	運営・管理費 (単位：百万ドル)	555 (6%)
NGO への拠出額 (単位：百万ドル)	669 (二国間援助全体の 12%)	援助予測性 (最低年数)	3 年間

英国による莫大な債務免責は公式な ODA レベルの報告にひずみを来しているものの、DFID の予算は近年増加傾向にある。2007 年においては、開発協力は全体で約 100 億ドル（約 9,795 億円）となっている。国際社会が合意している 2012 年までの ODA 割当て率 GNI 比 0.7% 目標に対し、強い政治的コミットメントを有しており、右コミットメントは開発協力の促進、並びに開発協力に対する強い国民意識および支援へと繋がっている。にもかかわらず、英国が実際に 2012 年までの目標を達成するまでには、しばらくかかるようである。DFID の全資金は無償の形で提供されている。しかしながら DFID が所有する CDC（前英連邦開発公社（The Commonwealth Development Corporation））は発展途上国の民間セクター投資を実施しており、非無償財政支援を行っている。よって、ODA 全体の約 95% が無償資金援助の形態を採っていることとなる。

### 2.2 パートナー国

おそらく、ドナーとしてのそのサイズから検討がつくとおり、DFID の開発援助は様々なチャンネルを通じ、多くの国で実施されている。右にもかかわらず、DFID は他の多くのドナーと比較すると集中型援助プログラムを有している。未だ多くの国が英国による援助を享受しているものの、パートナー国全体数は減少傾向にある。その一方で、二国間援助を享受している上位 20 ヶ国においては、その享受額が増加しており、2007 年には二国間援助全体の 64% を占めている。

DFID は開発協力を規定する法的枠組み内で明確に貧困に重点を置いていることから、パートナー国の選択も自ずと明確である。加えて、DFID の PSA は右目標を強化するために構築されている。いわゆる「90:10 政策」では、開発援助の 90% を低所得国へ提供し、残り 10% を中所得国へ拠出することとしており、2003 - 2006 年の PSA から実施されている。続く 2005 - 2008 年 PSA では、「最低 90%」とし、その貢献度を強化してきている。さらに、DFID は PSA の一環として、現在、22 の重点国を選定しており、そのうち 14 ヶ国がアフリカ、7 ヶ国がアジア、残り 1 ヶ国が中東となっている（下記表 2-2 参照）。右重点国に対し援助を集中して実施すると共に、特定の指標に基づいて具体的進展に関する DFID の組織パフォーマンス評価を実施している（下記表 2-3 参照）。右のようなパートナー国の選択は貧困層の人数、英国二国間プログラムのサイズ、一連の多国間および二国間プログラムや政策の効果、ならびに政策展開における英国の全体的な影響に基づき行われている。このような評価の結果、これまでの DFID の二つの PSA の過程において、重点国は 25 ヶ国から現在の 22 ヶ国に削減されており、レソト、南アフリカ、インドネシアおよび中国が対象から外され、イエメンが重点国として加わっている。

表 2-2. 英国国際開発省の重点国 22 ヶ国一覧

アフリカ		アジア	中 東	2006/2007 年平均 支出額別上位 8 ヶ国
コンゴ民主共和国	ルワンダ	アフガニスタン	イエメン	ナイジェリア
エチオピア	シエラレオネ	バングラデシュ		インド
ガーナ	スーダン	カンボジア		アフガニスタン
ケニア	タンザニア	インド		エチオピア
マラウイ	ウガンダ	ネパール		タンザニア
モザンビーク	ザンビア	パキスタン		パキスタン
ナイジェリア	ジンバブエ	ベトナム		バングラデシュ

表 2-3. 英国国際開発省 2005 – 2008 年度公共サービス協定 (PSA) における目標 1 および 2

目標 1. アフリカ主要 16 ヶ国の以下の指標に基づくミレニアム開発目標に向けた進展度	目標 2. アジア主要 9 ヶ国の以下の指標に基づくミレニアム開発目標に向けた進展度
1) 当該地域全域における貧困層の割合 4%削減 (1999 年ベースライン比) 2) 初等学校就学率 18%向上及び初等学校における男子生徒に対する女子生徒の割合 5%向上 (2000 年ベースライン比) 3) 5 歳未満の男女乳幼児死亡率、出生 1,000 件当たり 8 まで削減 (2000 年ベースライン比)、及び助産師の介護による出産割合 11%向上 (2000 年ベースライン比) 4) 15 – 24 歳の妊婦の HIV 感染率削減 5) 援助効果の向上及び国際政策がアフリカ開発を支援するよう保証するための、特に G8 を通じた国・地域レベルでのパートナーシップの促進	1) 東アジア・大洋州地域における貧困層の割合 5%削減及び南アジア地域における貧困層の割合 8%削減 (1999 年ベースライン比) 2) 初等学校における純就学率 8%向上及び初等学校における男子生徒に対する女子生徒の割合 5%向上 (2000 年ベースライン比); 3) 5 歳未満の男女乳幼児死亡率、出生 1,000 件当たり 24 まで削減 (2000 年ベースライン比)、及び助産師の介護による出産割合 15%向上 (2000 年ベースライン比) 4) HIV 感染ハイリスクグループにおける有病率 5%未満まで削減、結核患者発見率 70%超、結核治療率 85%超まで改善

### Box 3. 英国国際開発省の「資源配分モデル」

英国国際開発省はプログラム実施予定の低所得国に対する二国間プログラムの出資割当額を提示するモデルを構築している。同資源配分モデルは、各国の客観的データを分析し、二国間プログラムにかかるプログラム資源予算の理論額を算出するもので、貧困削減に対する効果を最大限引き出すために、二国間援助を被援助国間でどのように配分すべきかを示すのが狙いである。同モデルによって提起された配分はあくまで意思決定プロセスの出発点として位置づけられており、意思決定それ自体は、貧困削減への効果を最大限引き出すという基本原則のもと、非援助財源からの資金の有無や、特定国における援助効果全体に対する英国の潜在的な貢献能力といった他の要素も考慮のうえ進められる。最終段階において、局長実施計画と平行して検討されたのち、大臣が配分にかかる最終的な判断をする。

各国において以下 2 つの異なる特徴が考慮される。(i) 主に一人当たりの収入レベルと人口規模に基づき測定された貧困の程度。これに加え、ミレニアム開発目標達成の進み具合も加味される (ミレニアム開発目標に向けた進展が平均に満たない国に対しては配分が増額される)、(ii) 貧困削減にかかる援助効果の度合い。後者は世界銀行国別政策並びに機関評価 (CPIA) に基づき評価されるほか、欧州開発基金 (EDF) の経済脆弱性指標 (EVI) によって測られる経済ショックへの脆弱性も考慮される (脆弱性が平均よりも高い国に対し配分を増やす)。

これら 2 基準に加え、同モデルは各国が他のドナーから受け入れ見込みの援助額を考慮にいれ、他ドナーの事業との整合化を図る。算定根拠の透明化を図るため、結果表は段階別に編集されており、モデルの各構成要素が最終的な配分にどのように影響を及ぼしているかを示している。

出典：DFID, A guide to DFID's Resource Allocation Model, 2005.

PSA へのコミットメントにより、DFID の開発プログラムは整理統合期を迎えている。例えば、近年、南米における事務所を完全に閉鎖しており、同地域への直接的な援助の撤退を行っている (いくらかの開発協力は NGO を通じて実施される可能性は残っている)。右の整理統合により痛みを伴う事例もあり、中所得国においては開発協力からの「卒業」を通常よりも早急に強いるといった困難な決定を要する場合も生じている。よって、地域的または戦略的アプローチもまた、DFID が低所得国以外に限られた資源を費やし、付加価値をもたらす最善の方法を見出そうと試みている中、ますます重要になってきている。

### 2.3 セクターの絞込み（セクター集中型政策）

表 2-4. 英国国際開発省の重点国 22ヶ国における優先セクター一覧

国名	規定優先事項	プログラム実施セクター*
コンゴ民主共和国	国家の能力と説明責任強化 貧困者への平和の配当の実現 残存する暴力的紛争とその影響の縮小・軽減	N/A
エチオピア	ガヴァナンス 飢餓と人道援助 水と衛生	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、飢餓と人道援助、水衛生と インフラ、農村部のアクセスと移動性
ガーナ	ガヴァナンス 保健 教育	ガヴァナンス、保健、教育、水、 HIV/AIDS、民間セクター開発、 貿易と発展
ケニア	教育 保健と HIV/AIDS ガヴァナンス	ガヴァナンス、保健と HIV/AIDS、 教育、人道援助、社会的保護、 貿易成長と民間セクター開発
マラウイ	HIV/AIDS 保健 教育	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、飢餓/食糧援助、貿易と発展 (農業を含む)
モザンビーク	ガヴァナンス 保健 HIV/AIDS	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、人道援助、水衛生とインフラ
ナイジェリア	ガヴァナンス 保健 教育	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、貿易成長と農業
ルワンダ	教育 保健 ガヴァナンス	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、農業
シエラレオネ	安全保障と安定 ガヴァナンス 経済成長	ガヴァナンス、保健、教育、 水と衛生、民間セクター開発と成長、 安全と正義
スーダン	人道援助 ガヴァナンスと紛争 保健	ガヴァナンス、人道援助

国名	規定優先事項	プログラム実施セクター*
タンザニア	ガヴァナンス 教育 成長	ガヴァナンス、保健、教育、水、成長
ウガンダ	紛争 貧困 HIV/AIDS	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、人道援助、水と衛生、 貿易と発展
ザンビア	ガヴァナンス 保健と HIV/AIDS 飢餓と人道援助	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、人道援助
ジンバブエ	HIV/AIDS 食糧安全保障 孤児と弱い立場にある子供たち (OVC)	HIV/AIDS、食糧安全保障、 孤児と弱い立場にある子供たち (OVC)、国内避難民、市民社会、保健
アフガニスタン	N/A	N/A
バングラデシュ	ガヴァナンス 貧困と弱者 職と収入の向上	ガヴァナンスと安全保障、 公共サービス、貧困・災害への脆弱性 と気候変動、民間セクター
カンボジア	ガヴァナンスと腐敗 成長 土地と天然資源へのアクセス	ガヴァナンス、保健、HIV/AIDS、 教育、水衛生とインフラ、天然資源
インド	栄養失調 母子死亡 教育 水と衛生	保健、教育、HIV/AIDS、 都市・農村部の生活、 マイクロファイナンス、市民社会
ネパール	ガヴァナンス 経済成長 保健と教育	平和、保健、HIV/AIDS、教育、 インフラ、林業と農業
パキスタン	保健 教育 ガヴァナンス	保健、教育、ガヴァナンス、成長、 人道援助
ベトナム	HIV/AIDS 衛生 ガヴァナンスと腐敗	ガヴァナンス、教育、HIV/AIDS、 インフラ、成長
イエメン	経済成長 紛争と安全 水	社会開発、教育、成長、保健、 ガヴァナンス、水と衛生

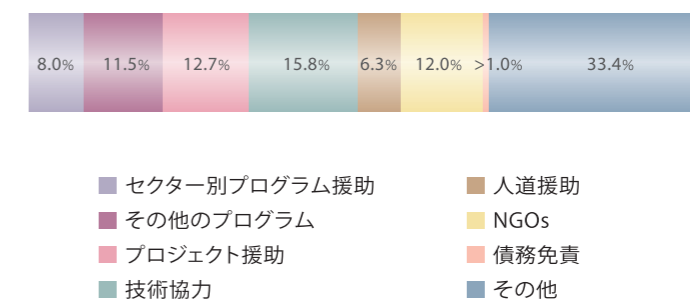
\* DFID の分類に基づく

英国開発協力に係るセクター別配分は、1997年以來ますます貧困削減が重視されている傾向にある。社会インフラおよび社会サービスへますます傾倒しており、2007年には45%（約33億ドル、約3,232億円）の支出が行われている。そのうち、セクター別享受額において最も多かったセクターは、「政府および市民社会」であり、教育が次点となっている。近年、DFIDは脆弱国家への関与を強めており、そのため、政府・市民社会セクターへの拠出が急速に増加している。その一方で、教育セクターへの拠出はMDGsへの支援を目的とし特に重点が置かれている。反対に、経済、産業セクターにおいては、全支出額に対する割合がここしばらく減少しており、2007年では約14億ドル（約1,371億円）となっている。しかしながら、DFIDは右傾向には潜在的に問題があると認識しており、経済成長を支援すべく、より多くの資源投入へと踏み切っている。

社会インフラへの重視をよそに、DFIDは幅広いセクターへ関与をしている。他のドナー同様、当該パートナー国において、DFIDは比較優位を有利とし、より専門的アプローチを取り入れることが可能なセクターへとその関与を絞る努力をしている。そうすることで、DFIDは自らの高度な経済的専門知識、政策提言キャパシティおよび中央政府機能の中核である公共財政管理等への支援における専門知識を基に、分野横断的な成長アジェンダに対する分析アプローチの強化をさらに検討することが可能となる。

## 2.4 モダリティ：プロジェクト、プログラム、財政支援

図 2-4. 2007年二国間援助モダリティの分類



DFIDは自らの開発援助を実施するために、様々な援助手段に頼っている。一般財政支援およびセクター別財政支援への焦点がますます高まる中、プール基金や市民社会団体およびNGOへの支援を増加し、単独型プロジェクトへの取組みを減少している。

開発協力に係る英国のモダリティ選択における詳細は、DAC報告に基づき、上記図2-4に示したとおりである。援助全体の12.7%のみがDFIDによるプロジェクト実施の形態を採っており、20%未満がプログラムの形態を採っている。しかしながら、23ヶ国で実施されているバリ宣言モニタリング調査によると、プログラム型援助は開発協力全体の59%を占めており、実際のところ現場においては、プログラム型援助への充当金よりも多くの予算が費やされていることを示唆している。

DFIDは、特定の状況に沿って、様々な援助手段を組み合わせることが望ましく、国によっては政治制度を通じた援助の実施が可能であると考えている。しかしながら、その他の国においては、政府の公共財政管理に欠ける場合、または効率的な基礎サービスの提供が不可能な場合、地方または地域社会レベルでの直接関与が必要であるとされている。政府が公共財政管理の向上に取り組んでいる場合、DFIDは政府の能力強化を図るべく政治制度を通じた援助の実施を好み、それ故、セクター支援または一般財政支援を支持している（右はDFIDによりPRBS（Poverty Reduction Budget Support）と称されている）。

DFID は、右について、パートナー国のオーナーシップを完全に認め、ドナーが政府の優先事項と協調するにあたり最も単純な方法であるとしている。状況が適する場合、右の援助方法は、アカウントビリティおよび国家能力の構築に役立ち、スケールアップ、資源の素早い分配を図る効率的な方法であると見なされている。DFID の独自評価では、2004 年二国間プログラムのうち 20.4%が PRBS を通じて拠出されている（同年の DAC 平均は 2.5%となっている）。

表 2-5. 英国国際開発省の 2007 – 2008 年度貧困削減財政支援供与（単位：百万ポンド）

国名	一般財政支援	セクター別スキーム	2008 年度 DFID プログラム見込み	全プログラムにおける貧困削減財政支援の割合
カンボジア	1.5	0	12.8	12%
エチオピア	0	111.6	139.5	80%
ガーナ	55.3	10	91.9	71%
インド	0	54	272	20%
マラウイ	22	19.3	69.4	60%
モザンビーク	41	0	67.6	61%
ネパール	0	18	54.7	33%
ニカラグア	1.5	1	4	63%
パキスタン	10	38	87	55%
ルワンダ	33	5	51.9	73%
シエラレオネ	13	0	53.9	24%
タンザニア	105	0	122.4	86%
ウガンダ	35	0	68.3	51%
ベトナム	20	11.8	51	62%
ザンビア	28	0	41.4	68%
合計	365.3	268.7	2,662.3	24%

## 2.5 パートナー国制度とのアラインメント

表 2-6. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：アラインメント評価

指標数	指標	2005 年基準比	2010 年に向けた具体的目標値
3	国家優先事項と援助フローとの調整	84%	93
4	協調支援による能力強化	61%	100 (EU 目標値)
5a	公共財政管理制度の利用	75%	50 (EU 目標値)
5b	当該国調達制度の利用	76%	50 (EU 目標値)
6	並列実施構造 (parallel implementation structures) の回避	41	3; 新規 PIU 設立の禁止 (EU 目標)

北欧諸国プラスの一員として DFID はパートナー国の取引費用の削減および援助効果の向上のためのドナー改革の推進役となっている。DFID は被援助国独自の制度を可能な限り使用することとしており、また、アラインメントは多国機関および NGO への貢献における懸案事項となっている。アラインメントの原則への支持およびボトムアップによる国家優先事項の促進を図るために、DFID による国別援助計画 (CAP) 全てにおいて、PRSP との協調がなされており、DFID はセクター別目標の設定を避けている。パリ宣言モニタリング調査 (上記表 2-6 参照) によると、DFID は全ての指標において DAC 平均を優に超えており、実施面において具体的な成果へ繋がっていることを示唆している。英国は事実、早期目標達成を成した数少ない国の一つとなっている。

調達に関しては、被援助国が自国制度を用い全調達を実施することを DFID の政策としている。右制度が脆弱な場合、DFID は能力開発支援により当該国を支援することとしている。OECD/DAC 国家調達制度評価方法が用いられ、北欧諸国プラス参加諸国の調達グループは、発展途上国における北欧プラス諸国の事務所において、プログラム・オフィサー (本部採用ならびに現地採用スタッフ) またはプログラム・オフィサーの役割を担う職員スタッフが国内調達システム評価および適切な調達方法決定を促進するための調達プロセスおよび方法に精通することを目的とした調達に係る e ラーニング・コースを構築している。多くの場合 (パリ宣言モニタリング統計による 3/4) 調達は被援助国により実施されている。自国およびパートナー国の調達制度において、欧州調達規程を遵守している。具体的には以下のとおりである。

- 50,000 ユーロ以下の契約においては、見積り、入札は不要
- 50,000 ユーロ以上 133,000 ユーロ未満の契約は、見積りによる
- 133,000 ユーロ以上の契約は競争入札による



## 2.6 調和化

表 2-7. 2006 年パリ宣言モニタリング調査：ドナー間協力

	調査対象国数	最低他ドナー国 1 ヶ国と 協調している国数	調査国における総数	調査対象国数
使節団との協調	23	156	354	44%
国分析での協調	23	73	106	69%

DFID は他の北欧諸国プラス参加ドナー国同様、ドナー間の調和化を優先事項と考えている。多くの国において、DFID は共通国家支援戦略を構築、展開すべく他のドナーと協働している。同様に、マルチ・ドナー信託基金、共同パートナーシップ、ドナー共同事務所、セクター別専門員の共有または委任型協力といった革新的側面においても実践的に取り組んでいる。例えば、マラウイにおいて、DFID は USAID の民主主義、ガバナンスに係るプログラムに対し資金提供を行っており、オランダの資金を通じ教育セクターに拠出している。また、ルワンダにおいては、DFID 現地事務所 (country office) がスウェーデン政府開発機関である SIDA に代わり教育分野への援助を提供している。

### Box 5. サイレント・パートナーシップ

「サイレント・パートナーシップ」は、同じ考えを持つ援助機関により実施されている委任型協力体制であり、「アクティブ・パートナー」が管理するプロジェクトまたはプログラムへ「サイレント・パートナー」が拠出している。

パートナー国は、アクティブ・パートナーのみを直接の相手とする。つまりは、アクティブ・パートナーがサイレント・パートナーへの責任を伴うのである。北欧諸国プラスは、原則、委任型協力に適しているかどうかを相互評価している。カナダも参加が承認されている。

## 2.7 援助タイド

### Box 6. タイド援助の DAC 定義

タイド援助信用とは、政府または公的な融資、貸付、あるいは (ODA と民間ローンなどを組み合わせた) 混合融資 (Associated Financing: AF) パッケージのことで、関連する物資や役務の調達先が援助供与国、または実質上途上国すべて (と中欧・東欧諸国 (CEECs)、体制移行過程にある旧ソ連新興独立国 (NIS)) を含まない国家グループに限定される。

2001 年より、英国は 100% アンタイト援助の提供を政策に掲げており、パリ宣言モニタリング調査によると英国 ODA の 100% がアンタイトとなっている。右は DAC 平均である 82% を優に超える値となっている。

## 2.8 NGO との協力関係

英国においては、様々な分野で開発問題や取組みに関与している市民社会団体が非常に多く存在しており、開発の重要性に対し、明らかに一般市民および政治的コンセンサスが強固である。DFID は、自らを貧困削減に向けた包括的目標達成において重要な役割を担う存在であるとしている。2007 年には、約 6 億 7,000 万ドル (約 656 億 2,650 万円) が NGO を通じ拠出されており、右は ODA 全体の 12% を占める割合となっている。

市民社会団体との幅広い関係により、DFID は Co-ordination and Coherence Team (連携・調和チーム) を設立している。右チームは DFID 制度全般に係る市民社会団体との関係構築における中心的役割を担っており、市民社会団体とのパートナーシップ構築の上で最良の慣行が何であるかを特定している。1998 年には、独立政治団体による一連の報告に基づき、政府とボランティア・地域社会セクターとの関係に係る「Compact (協定)」が発行されている。右は両者相互合意に基づいた基本原則を規定したものとなっている。2005 年には、右協定の実施方法について DFID 独自の声明を発表している。右声明において DFID は歴史的に市民社会団体と強力な連携関係にあることを言及している。以下のとおり、DFID が市民社会団体を支援する主な 3 つの理由とすることができる。

- 市民社会団体は発展途上国における活力のある市民社会構築を助ける役割を担うことから、現地の政策決定者に対し建設的な要求が可能となり、また、貧困層に対し現地のプロセスにおける発言権を与えることとなる。
- 貧困層へのサービス提供および人道支援における市民社会団体の比較優位
- 英国内での国際開発に対する国民意識および国民理解の向上における市民社会団体の役割

## 2.9 モニタリングおよび評価

DFID 内の評価およびモニタリング機能は近年再編されており、新たに「Knowledge (知識情報)」課が評価を担当することとなっている。評価局 (Evaluation Department) は更新プロセスが進行しており、管理リソースおよびプログラム・リソースが追加されることとなっている。職員数拡大の実施、より幅広いスキルの追加、上級管理層と DFID 意思決定プロセスとのより直接的な結合が実施されている。評価局の事業計画は、一般財政支援、技術協力、HIV およびジェンダーといった各テーマにおける DFID による経験の評価においてより運用上実用的な方法を優先するようになっている。また、国別評価プログラムは評価局の主要業務であり、援助効果およびアカウンタビリティに焦点を当て、年 4-5 回実施している。

2007 年 12 月には、Independent Advisory Committee on Development Impact (IACD) が設立され、DFID の評価プロセス強化を支援している。右委員会は DFID と以下の点において協働することとなっている。

- 英国開発援助に係る評価対象プログラム、分野、時期の決定
- 計画されている評価プログラムにおける格差の特定および必要に応じ、新分野または他の優先事項の提案
- 適切な基準 (例: OECD 開発援助委員会基準) の適用状況設定、右基準に対する評価プログラムの全体的な質に係る批評

よって DFID および IACD は、将来的に評価の方向を決定づけることとなる新政策を定義する上で密接な連携を実施している。政策の中核に評価の独立性を据えており、同様に、パートナーシップ強化、調和化を反映し、評価の分散化、質向上、評価結果が将来の政策決定に貢献することを確実にすることとしている。

各現地事務所は DFID 標準モニタリング制度を通じ報告をすることとなっている。DFID のプロジェクト・サイクル管理 (Project Cycle Management) の一環として、プログラム、プロジェクトを定期的に精査することとしており、右には財政支援、SWAps が含まれ、主に 100 万ポンド以上のプロジェクトに対し、実施されている。右は主に毎年見直しが行われており、実績、プロジェクト完了報告における進展の評価が行われている。プロジェクト・オフィサーは必須レビューの確実な実施、必要な情報の提供に対する責任を有しており、採点が実施され、事務所長が承認すると、Performance Reporting Information System for Management (PRISM) への登録入力が行われる。さらに、現地プログラム・マネージャーは PRISM を利用し、大規模なプログラムの成功例および、より高リスク分野の概要を得ることが可能である。

## 3. 研究機能およびナレッジ・マネジメント

表 2-8. 英国国際開発省調査研究構造概要

リサーチ専用部署の有無	有	リサーチ専用予算の有無	有
リサーチ業務掌握部署	Policy and Research Division	外務省内における専属リサーチヤーの有無	有
リサーチ戦略の有無	有	重要出版物	N/A

DFID においては近年、進行中の事業に係る調査研究への注目および、戦略的重要性が非常に高まってきている。2008-2013 年調査研究に係る新戦略において、同期間に約 10 億ポンド (約 1,399 億 3,000 万円) が費やされることとなっており、右は具体的に、調査研究への支出額が年間約 1 億 1,000 万ポンド (約 153 億 9,230 万円) から約 2 億 2,000 万ポンド (約 307 億 8,460 万円) へ増加することを意味している。右予算は、最適と考えられるアプローチ方法に沿って、DFID が直接管理するイニシアティブに支出することや、共同または多国間合意を通じ支出することが可能である。

右戦略では、DFID が当面もしくは長期的に最重要課題と考える以下 6 分野への取組みが実施されることとなっている。

- 成長
- 持続的農業
- 気候変動
- 保健
- 厳しい環境におけるガバナンス
- 将来的な課題および機会

右の新たな取組みの一端として、DFID は調査研究に係る専門的知識の強化、調査研究に係るいくつかの管理機能の権限委譲、調査結果を紹介、伝達するための新サービスの開発を行うこととしている。

DFID の調査研究事業は頻繁に、発展途上国パートナー、議会および英国研究会議 (UK Research Councils)、各国際研究基金、研究に係る国際イニシアティブおよび民間セクターとの連携を図っている。右は、「研究コンソーシアム・モデル」を強化することを意図しており、他の資金提供機関 (国際および英国研究機関) との共同プログラムを増大している。



### Box 7. 英国国際開発省 2007 年度刊行物

#### 年次報告書

- ◇ 'DFID Annual Report: Development on the Record'
- ◇ 'Statistics on International Development 2002/03 – 2006/07'
- ◇ 'DFID's 2007 Autumn Performance Report. An outline of progress against the 2003 – 06 and 2005 – 08 Public Service Agreements and the Efficiency Programme'

#### 国別援助計画

- ◇ 'Vietnam Country Assistance Plan' February 2008

#### 政策文書

- ◇ 'Moving out of poverty – making migration work better for poor people' April 2007
- ◇ 'Updating Taking Action – the UK's strategy for tackling AIDS in the developing world: a consultation document' May 2007
- ◇ 'Governance, development and democratic politics: DFID's work in building more effective states' May 2007
- ◇ 'Working together for better health' and 'Evidence for action' June 2007
- ◇ 'Land: better access and secure rights for poor people' July 2007
- ◇ 'Competition Assessment Framework' January 2008
- ◇ 'Gender equality and growth – evidence and action' February 2008

#### 評価報告書

- ◇ 'Interim evaluation of taking action: the UK government's strategy for tackling HIV & AIDS in the developing world (An analysis of trends in the UK government funding and activities)' April 2007
- ◇ 'Security and Justice Sector Reform programme in Africa' April 2007
- ◇ 'Country Programme Review – Country Study: Vietnam' May 2007
- ◇ 'DFID's 2005 Agriculture Policy: An interim report' May 2007
- ◇ 'Caribbean Regional Programme Evaluation' May 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Country Study Russia 2001 – 2005' June 2007
- ◇ 'Evaluation of Citizens' Voice and Accountability – Working Paper: Literature Review, Framework and Methodology' November 2007
- ◇ 'Literature review on Private Sector Infrastructure Investment' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Indonesia' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: Nepal Country Office 2001 – 2006' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: West Bengal' November 2007
- ◇ 'Evaluation of DFID country programmes: synthesis of 2006/2007 evaluations' January 2008
- ◇ 'Desk review of DFID's private sector infrastructure investment facilities (EV 684)' March 2008
- ◇ 'Desk review of DFID's private sector infrastructure investment facilities: strategic environmental impact assessment (EV 685)' March 2008

#### その他英国国際援助省刊行物

- ◇ 'DFID's Humanitarian Funding Guidelines' October 2007
- ◇ 'Trading for Peace: Achieving security and poverty reduction through trade in natural resources in the Great Lakes area.' October 2007
- ◇ 'Crime and Persuasion: Tackling illegal logging, improving forest governance' (full report) October 2007
- ◇ 'The UK and the World Bank 2006/2007' November 2007

